

## Q&A

**Q1：現在、省エネ診断を受けていません。補助金の申請はできないのでしょうか？**

A1：これから省エネルギー診断の受診を申し込んでいただければ申請できます。交付申請書には、診断実施機関が発行した受診日時の記載された通知書の写しを添付してください。診断結果は、補助事業実施後、実績報告の際に添付してください。

**Q2：省エネルギー診断の受診には、費用がかかりますか？**

A2：指定している2つの省エネルギー診断は無料で受診いただけます。

**Q3：同じ事業所内で、2種類（例：エアコンの更新と高断熱窓への交換）の工事を行う場合は、まとめて申請できますか？**

A3：まとめて申請いただけます。ただし、申請内容が分かるように内訳書（任意様式）を添付していただくことになります。

**Q4：県外に本社があり、県内には支社・支店・工場等の事業所があります。この場合、県内の支社等は補助を受けることができますか？**

A4：本社の代表者が申請者となり、県内に所在する事業所等を対象とした事業について申請していただくことができます。ただし、申請者は対象事業者の要件に該当している必要があります。

**Q5：交付申請書に省エネ効果を記載する欄がありますが、計算の仕方がわかりません。**

A5：更新前・後、又は、設備設置前・後における省エネルギー診断報告書や設備機器メーカーのカタログ値等を参考に記入することになりますので、施工業者さんに確認してください。なお、エネルギー使用量を入力すると、原油換算値及びCO2排出量が計算できるシートを県ホームページに掲載していますのでご活用ください。

**Q6：補助金交付の条件として「山形県地球温暖化対策推進事業所登録制度」に参加することとありますが、どのような制度ですか？また、必ず参加する必要がありますか？**

A6：この制度は、事業者（所）ごとに作成いただいた取組計画に基づいて、省エネや地球温暖化対策を実践し、取組結果を毎年県に報告いただくものです。登録事業者（所）には知事名の登録証を交付するとともに、県ホームページに取組内容を掲載します。また、優良事業者（所）に対しては表彰も行います。このたびの補助金を受ける事業者の皆様には、継続して省エネに取り組んでいただきたいことから、登録制度への参加を条件としています。

＜申請・問い合わせ先＞ 山形県環境エネルギー部環境企画課 地球温暖化対策担当

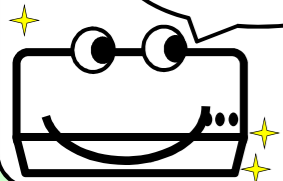
住所 山形県山形市松波2丁目8-1

電話 023-630-2921

FAX 023-630-2133

※ メールでお問い合わせの場合は、県ホームページの本補助金ページ下欄にある「この記事に対するお問い合わせ」からお願いします。

申請を  
お待ちしております！



## 令和2年度

「まだ使えるから」と古い設備を使っていますか？  
お財布と環境にやさしい設備に更新しましょう！

## 「新・生活様式」

## CO<sub>2</sub>削減推進事業費補助金

この補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、マスク着用やこまめな換気など「新しい生活様式」への移行に伴って増加が予想されるエネルギー使用量の削減に取り組む県内の中小事業者の皆様に対して、事業所の空調設備（エアコン）の更新等への支援を行い、省エネ及びCO<sub>2</sub>排出量の削減を図ることを目的としたものです。

### 対象事業者

この補助事業の対象となる事業者は、下表に該当する法人又は個人事業者で、山形県内に事業所（自社が所有する既設の事務所・工場等）を有する方です。

	業種・組織形態	資本金	従業員
		(資本の額又は出資の総額)	常勤
を象一資 含と方本 むなが金 り、又 ま右は す記従 への業 個場員 人合規 事に模 業対の	製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	5,000万円以下	100人以下
	小売業	5,000万円以下	50人以下
	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5,000万円以下	200人以下
	その他の業種（上記以外）	3億円以下	300人以下
そ の 他 の 法 人	医療法人、社会福祉法人、学校法人	—	300人以下
	商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所	—	100人以下
	中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体	—	その法人の主たる業種(上欄)に記載の従業員規模以下
	特別の法律によって設立された組合又はその連合会	—	
	特定非営利活動法人	—	



山形県

## 対象事業

補助の対象となるのは、以下の省エネ対策で、**事業実施に必要な経費が30万円以上**の事業です。

- 1 空調設備（エアコン）の更新
- 2 窓及びガラスに対する断熱及び遮熱（高断熱窓への交換、樹脂サッシへの交換、断熱・遮熱ガラスへの交換、内窓の取付、ガラスへの断熱・遮熱フィルムの貼付 等）

### 【対象外となるもの】

空調設備の新設や中古設備の導入、天井等のファン・換気扇・空気清浄機等冷暖房機能のない設備の更新、ボイラ等の熱源から発生する熱対策のための設備更新、庇（ひさし）・ブラインド・ロールスクリーンの更新、屋上・壁面緑化や散水設備の更新、屋根（裏・表）への遮熱シートの敷設し直し、屋根・壁面への遮熱塗装や断熱材の敷詰め直し 等

## 対象経費と補助金の額

対象経費は、下表にある経費のうち、事業実施にあたって必要不可欠な経費です。

補助金交付額：補助対象経費の1/3以内（補助上限額：100万円）

※ 市町村が実施する補助金との併用は可能ですが、国及び県が実施する他の補助金等との併用はできません。

区分	内容
設計費	補助事業の実施に必要な機械装置・建築材料・システム等の設計費
設備費	補助事業の実施に必要な機械装置・建築材料等の購入、製造（改修を含む）又は据付け等に必要経費
工事費	補助事業実施に必要な配管、配電等の工事に必要経費

### 【対象外となるもの】

- ・ 過剰設備、将来的設備、兼用設備、予備設備等
- ・ 既存設備の撤去費用、土地の取得及び賃借料
- ・ 故障・破損している既存設備の更新、中古品への更新
- ・ 交付決定前に着工している設備等に係る経費 等



### ◀ 補助金交付の条件 ▶

補助金の交付を受ける場合、以下に掲げる条件などがあります。

- ① 平成29年4月1日から実績報告までの間に、事業者自らが下記に掲げる省エネルギー診断を受診していること

※ これから受診される方は、補助金申請までに受診申込みをしてください。

省エネルギー診断内容	問い合わせ先
一般財団法人 省エネルギーセンターによる診断	一般財団法人 省エネルギーセンター 東北支部 TEL 022-221-1751 メール thk@eccj.or.jp
中小企業等に対する省エネルギー診断事業採択事業者による診断 (省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業)	事業実施者が決定次第、県ホームページでお知らせします。

- ② 県内中小事業所における省エネルギー設備への更新等であって、エネルギー使用量及びCO2排出量の削減効果が明確であること
  - ③ 第三者の関係にある、県内に事業所を有する施工業者による施工（設計を含む）であること（自社、親会社、子会社及び関連会社による施工は不可）
  - ④ 「山形県地球温暖化対策推進事業所登録制度」に参加し、補助事業終了後も継続して省エネルギーに取り組むこと 等
- ※ 詳細は補助金交付要綱をご確認ください。

## 交付申請受付期間と手続きの流れ

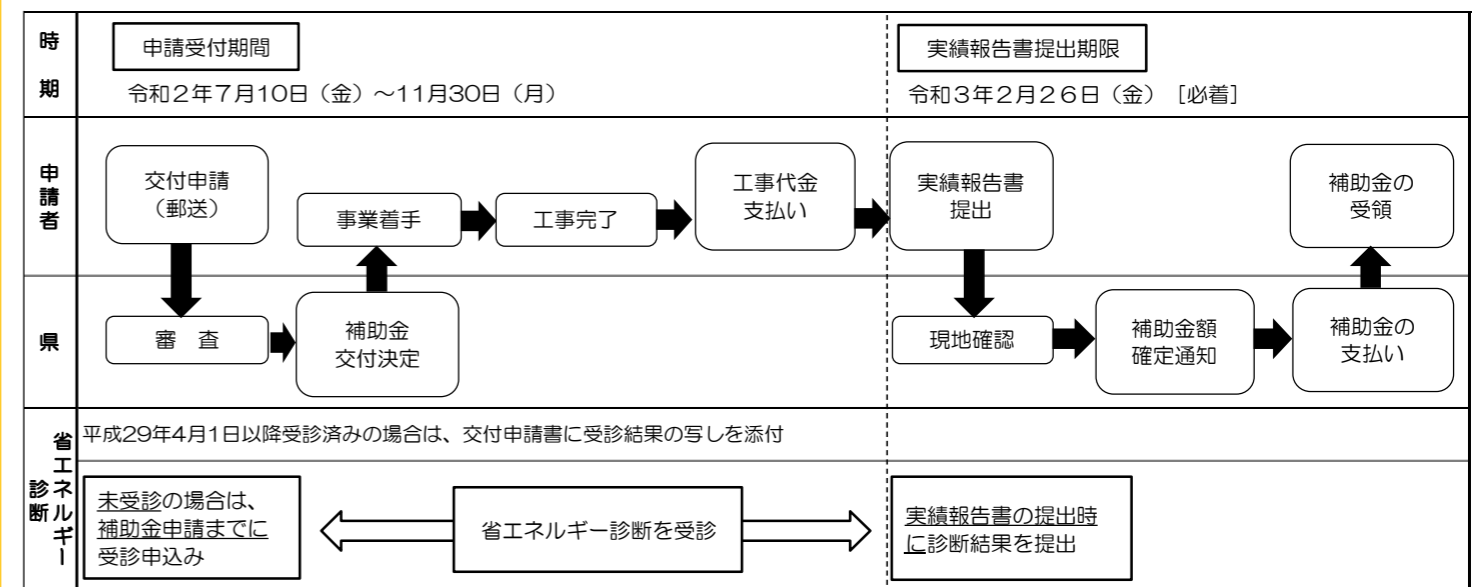
- 受付期間：令和2年7月10日（金）から11月30日（月）まで

※ 補助事業者の選定は、申請内容を審査し、補助事業の要件に合致した者を**先着順に選定**します。

※ 選定された合計金額が予算額に達した場合には、**申請受付期間の終期を待たずに受付を終了**します。

※ **事業の着工は、補助金の交付決定日以降**とし、実績報告書は事業完了後30日を経過する日又は令和3年2月26日（金）のいずれか早い日までに、県に提出する必要があります。

- 手続きの流れ



## 交付申請書類の入手方法

山形県のホームページからダウンロードしてください。

トップページ ⇒ 「目的で探す」 ⇒ 「補助・助成・融資」 ⇒ 「環境・エネルギー」の順で検索すると専用ページにアクセスできます。

## 交付申請書類の提出方法

裏面の申請・問い合わせ先まで郵送で提出してください。

※ 提出前に、電話やメールでご相談ください。